

第7 徴 税 費 等 に 関 す る 調

1 年度別徴税費

(平成24年度～平成28年度)

	番号	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
		千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
① 徴税費 (A + B + C + D)	1	2,957,368	100.0	2,901,563	100.0	2,932,129	100.0	3,208,101	100.0	3,259,345	100.0
人件費 (A)	2	993,380	33.6	932,186	32.1	942,189	32.1	938,353	29.2	930,344	28.5
職員給	3	499,796	-	459,366	-	482,150	-	478,707	-	471,673	-
諸手当	4	289,837	-	275,774	-	262,465	-	271,378	-	269,990	-
時間外勤務手当	5	33,330	-	28,868	-	21,486	-	29,032	-	27,710	-
特殊勤務手当	6	2,354	-	2,211	-	2,355	-	2,071	-	1,670	-
その他の手当	7	254,153	-	244,695	-	238,624	-	240,275	-	240,610	-
その他の人件費	8	203,747	-	197,046	-	197,574	-	188,268	-	188,681	-
旅費 (B)	9	2,155	0.1	2,360	0.1	1,946	0.1	2,478	0.1	2,195	0.1
需用費 (C)	10	88,284	3.0	86,271	3.0	85,314	2.9	80,252	2.5	76,074	2.3
需用費	11	40,956	-	41,765	-	41,624	-	39,276	-	37,512	-
通信運搬費	12	47,328	-	44,506	-	43,690	-	40,976	-	38,562	-
備品費	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
徴収取扱費等 (D)	15	1,873,549	63.3	1,880,746	64.8	1,902,680	64.9	2,187,018	68.2	2,250,732	69.1
個人県民税徴収取扱費	16	1,447,216	-	1,457,704	-	1,463,942	-	1,442,183	-	1,441,262	-
地方消費税徴収取扱費	17	33,907	-	33,083	-	38,127	-	51,927	-	50,341	-
納税貯蓄組合連合会補助金	18	2,220	-	2,159	-	1,961	-	1,903	-	1,895	-
特別徴収義務者交付金等	19	255,482	-	252,751	-	254,838	-	247,461	-	226,669	-
その他	20	134,724	-	135,049	-	143,812	-	443,544	-	530,565	-
② 税収入 (決算額)	21	78,948,085	-	81,613,957	-	82,649,422	-	90,354,275	-	90,931,807	-
③ 税収入に対する徴税費の割合 ①/②	22	-	3.7	-	3.6	-	3.5	-	3.6	-	3.6
④ 徴税職員数	23	149	-	150	-	147	-	144	-	144	-
事務吏員数	24	134	-	132	-	131	-	129	-	128	-
その他の職員数	25	15	-	18	-	16	-	15	-	16	-
⑤ 徴税職員1人当りの税収入額 ②/④	26	529,853	-	544,093	-	562,241	-	627,460	-	631,471	-
⑥ 徴税職員1人当りの徴税費 ①/④	27	19,848	-	19,344	-	19,946	-	22,278	-	22,634	-
人件費 (含旅費)	28	6,681	-	6,230	-	6,423	-	6,534	-	6,476	-
(A + B) / ④											
物件費 (含徴収取扱費等)	29	13,167	-	13,113	-	13,525	-	15,745	-	16,158	-
(C + D) / ④											

注 1 「事務吏員数」は、派遣職員を除いた実人員数である。

2 「徴税職員数」の「その他の職員」とは、非常勤職員及び臨時職員である。

2 個人県民税徴収取扱費交付額

(平成24年度～平成28年度)

	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度
	円	円	円	円	円
納 税 義 務 者 数 に よ る も の (納 税 者 数 (人))	1,412,751,000 (472,254)	1,422,580,500 (475,291)	1,417,782,000 (471,781)	1,400,528,250 (465,133)	1,407,831,750 (470,624)
県に払い込まれた金額によるもの (払 込 金 額 (円))	1,738,393 (24,834,684)	1,655,131 (23,645,157)	1,084,803 (15,497,532)	642,510 (9,179,131)	513,860 (7,341,240)
過誤納金及び還付加算金によるもの	30,149,454	30,726,086	36,812,269	31,649,119	26,578,791
納期前納付による報奨金によるもの	330,326	284,737	－	－	－
配 当 割 額 又 は 株 式 等 譲 渡 所得割額の還付 (充当) によるもの	2,247,130	2,458,259	8,263,254	9,362,855	6,337,924
交 付 額 計	1,447,216,303	1,457,704,713	1,463,942,326	1,442,182,734	1,441,262,325

注 交付額の算定基礎は次による。

- 1 「納税義務者数によるもの」は、納税義務者一人につき3,000円。
- 2 「県に払い込まれた金額によるもの」は、平成18年度以前の課税分に係る払込金額の100分の7に相当する額。
- 3 「過誤納金及び還付加算金によるもの」、「納期前納付による報奨金によるもの」及び「配当割額又は株式等譲渡所得割額の還付 (充当) によるもの」は、それぞれ相当する額。

3 特別徴収義務者等に対する交付金

交付 年度	対象税目	特別徴収義務者交付金			特別徴収指導交付金		交付額計
		対象人員	対象税額	交付額	対象団体	交付額	交付額
24		人	円	円		円	円
	ゴルフ場利用税	19	178,453,750	891,300	1	300,000	1,191,300
	軽油引取税	124	9,666,529,301	244,648,700	1	4,000,000	248,648,700
	産業廃棄物税	12	225,690,045	5,641,600	-	-	5,641,600
	計	155	10,070,673,096	251,181,600	2	4,300,000	255,481,600
25		人	円	円		円	円
	ゴルフ場利用税	19	159,640,400	797,100	1	300,000	1,097,100
	軽油引取税	117	9,627,848,818	241,733,200	1	4,000,000	245,733,200
	産業廃棄物税	11	236,854,290	5,920,800	-	-	5,920,800
	計	147	10,024,343,508	248,451,100	2	4,300,000	252,751,100
26		人	円	円		円	円
	ゴルフ場利用税	17	148,564,100	741,900	1	300,000	1,041,900
	軽油引取税	116	9,773,042,983	244,282,800	1	4,000,000	248,282,800
	産業廃棄物税	11	220,540,444	5,513,000	-	-	5,513,000
	計	144	10,142,147,527	250,537,700	2	4,300,000	254,837,700
27		人	円	円		円	円
	ゴルフ場利用税	15	156,385,900	781,000	1	300,000	1,081,000
	軽油引取税	113	9,457,628,710	236,435,200	1	4,000,000	240,435,200
	産業廃棄物税	12	237,819,815	5,944,900	-	-	5,944,900
	計	140	9,851,834,425	243,161,100	2	4,300,000	247,461,100
28		人	円	円		円	円
	ゴルフ場利用税	15	177,546,600	887,000	1	300,000	1,187,000
	軽油引取税	109	8,645,474,947	216,130,400	1	4,000,000	220,130,400
	産業廃棄物税	11	214,068,247	5,351,300	-	-	5,351,300
	計	135	9,037,089,794	222,368,700	2	4,300,000	226,668,700

注 1 特別徴収義務者交付金の算定基礎は次による。

- (1) ゴルフ場利用税に係るものは、交付年度の前年度において納期内納入した額の100分の0.5。
- (2) 軽油引取税及び産業廃棄物税に係るものは、交付年度の前年度において納期内納入（徴収猶予期間内納入を含む。）した額の100分の2.5。

2 特別徴収指導交付金は、特別徴収義務者を構成員とする団体に対して予算の範囲内で交付する。

4 市町村に対する交付金

	個人県民税 徴収取扱費 交 付 金	ゴルフ場 利 用 税 交 付 金	自動車取得税 交 付 金	県民税利子割 交 付 金	県民税配当割 交 付 金	県民税株式等 譲渡所得割 交 付 金	地方消費税 交 付 金
	円	円	円	円	円	円	円
鹿 角 市	46,521,748	-	37,656,000	3,612,000	4,489,000	2,385,000	569,464,000
小 坂 町	7,363,468	-	6,569,000	651,000	810,000	430,000	104,123,000
大 館 市	106,668,084	5,361,020	48,933,000	10,071,000	12,512,000	6,645,000	1,356,077,000
北 秋 田 市	43,634,116	6,670,125	38,048,000	3,800,000	4,712,000	2,490,000	597,102,000
上小阿仁村	3,086,777	-	3,541,000	225,000	278,000	147,000	40,686,000
能 代 市	75,563,802	36,534	39,596,000	7,417,000	9,207,000	4,879,000	1,007,477,000
藤 里 町	4,381,093	-	6,240,000	300,000	372,000	195,000	55,907,000
三 種 町	23,024,912	11,569,116	18,570,000	1,791,000	2,223,000	1,176,000	285,115,000
八 峰 町	9,771,168	4,374,475	7,543,000	745,000	924,000	488,000	123,638,000
秋 田 市	464,783,461	63,639,030	140,195,000	59,198,000	73,560,000	39,090,000	5,863,924,000
男 鹿 市	37,312,715	6,334,300	28,060,000	3,213,000	3,988,000	2,111,000	500,379,000
潟 上 市	45,805,908	-	21,655,000	4,067,000	5,056,000	2,689,000	535,472,000
五 城 目 町	12,784,282	-	9,174,000	1,048,000	1,301,000	689,000	165,569,000
八 郎 潟 町	8,401,980	-	4,017,000	741,000	920,000	487,000	100,576,000
井 川 町	6,453,538	-	5,948,000	543,000	674,000	356,000	87,126,000
大 潟 村	5,692,500	-	14,882,000	1,029,000	1,268,000	659,000	59,444,000
由利本荘市	113,418,101	-	83,994,000	10,789,000	13,381,000	7,075,000	1,431,743,000
に か ほ 市	37,118,314	-	31,190,000	3,867,000	4,791,000	2,524,000	445,805,000
大 仙 市	114,337,115	15,018,430	121,211,000	10,408,000	12,919,000	6,845,000	1,492,012,000
仙 北 市	35,896,900	-	34,831,000	2,874,000	3,570,000	1,897,000	490,357,000
美 郷 町	27,234,842	-	40,473,000	2,092,000	2,595,000	1,372,000	341,310,000
横 手 市	125,757,583	6,202,700	88,745,000	11,573,000	14,369,000	7,619,000	1,672,621,000
湯 沢 市	62,610,609	-	43,959,000	5,177,000	6,428,000	3,408,000	856,427,000
羽 後 町	20,196,059	-	16,523,000	1,438,000	1,784,000	944,000	260,666,000
東 成 瀬 村	3,443,250	-	4,886,000	211,000	262,000	140,000	43,267,000
合 計	1,441,262,325	119,205,730	896,439,000	146,880,000	182,393,000	96,740,000	18,486,287,000

注 算定基礎は次による。

- 1 個人県民税徴収取扱費交付金は、納税義務者数×3,000円等（第7 2「個人県民税徴収取扱費交付額」の注記参照）である。
- 2 ゴルフ場利用税交付金は、ゴルフ場利用税の収入額の10分の7である。
- 3 自動車取得税交付金は、自動車取得税の収入額の100分の66.5相当額を道路の延長及び面積であん分したものである。
- 4 県民税利子割交付金は、県民税利子割の収入額の100分の59.4相当額を過去3年間の個人県民税の収入額によりあん分したものである。
- 5 県民税配当割交付金は、県民税配当割の収入額の100分の59.4相当額を過去3年間の個人県民税の収入額によりあん分したものである。
- 6 県民税株式等譲渡所得割交付金は、県民税株式等譲渡所得割の収入額の100分の59.4相当額を過去3年間の個人県民税の収入額によりあん分したものである。
- 7 地方消費税交付金は、清算後の地方消費税収入額の2分の1に相当する額について、市町村の人口及び従業者数で按分（社会保障財源分については市町村の人口で按分。）したものである。

5 納税貯蓄組合連合会補助金交付額

県連合会の事務に要する経費				※対象事業に要する経費					補助金 返納額 ③	補助金 の 額 (①+②-③)
構成員数 a	(a×15,000)A	定額分 B	計 (A+B) ①	市町村数 c	(c×30,000)C	中学校数 d	(d×10,000)D	計(C+D) ②		
	円	円			円		円	円	円	円
8	120,000	620,000	740,000	18	540,000	78	780,000	1,320,000	165,366	1,894,634

注 この調は、秋田県納税貯蓄組合連合会に対する補助金交付額について作成したものであり、交付基準は次による。

- 1 県連合会の事務に要する経費
県連合会の構成員（地区連合会（地区連合会がない地域にあっては市町村連合会））の数に15,000円を乗じた額に620,000円を加算した額
- 2 対象事業※に要する経費
対象事業において地区連合会又は市町村連合会が分担する市町村数に30,000円を乗じた額と、当該市町村に所在する中学校の数に10,000円を乗じた額との合算額

※対象事業とは、全国納税貯蓄組合連合会が国税庁との共催により実施する中学生の「税についての作文」募集事業のうち、県連合会及びその構成員が分担して行う事業